

の対人関係を広げていたことがうかがえた。

以上の点を概観すると、本調査事例では、自立援助ホームは、自立に関わる社会資源が十分に活用されておらず、孤立した状況にあった要保護年長児童に対して、まずは「安心して寝起きできる居場所」という生活にとって不可欠な「場」であり、職員から「自立支援」、すなわちソーシャルサポートネットワークへのアクセス支援の場となっていたとみられる。また、職員との「これまでの経験にない大人との出会い」によって力による統制によらない援助関係形成が行われ、その関係を通し、これまで未獲得であった発達上の課題、生活スキル、社会生活活動に必要な対人スキルをも習得できていく経緯がみられた。さらに、自分の将来のことや、自分自身で心身の状態に配慮し、ケアすること、他者との関係を持ち他者に対しての配慮やサポート、自らの役割に目を向けるようになった過程は、まさに自立援助ホームにおいて職員との関わりの中で利用者に対してのエンパワメントが行われていたと捉えることができるのではないかと考えられた。

事例からみられる自立援助ホームは要保護高齢児童の当事者にとっては、「自立」に向けたプロセスを安心して過ごせる「場」の提供であるだけでなく、在所期間に自立を阻害する要因となりそうな、これまで抱えてきたあるいは、自他それぞれに意識されてこなかった課題が明らかにある期間を過ごす「個別的な必要に応じた援助の展開が期待される場」となっているといえよう。

利用者が必要とする「自立支援」の内容は多様にあり、職員が期待される役割は大きい。よって、児童福祉法上に「児童福祉施設」である「児童養護施設」と比較して

「児童自立生活援助事業」が実施される「共同生活を営むべき住居」（「児童自立生活援助事業の実施について」（平成一〇年四月二二日）（児発第三四四号）（各都道府県知事、指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知））としてある「自立援助ホーム」は事業内容や実施にあたっての留意事項が示している内容からいっても期待されている援助内容が「児童養護施設」における援助と比較して歴然とした容易さがあるとは考えにくい。また、利用者の自己負担で十分まかなえる人的配置、労力で余裕を持った運営をできる援助体制でよいといえる事業ではないと考えられる。今後、自立援助ホームの役割や職員の援助内容をより具体的に提示できるよう利用者ニーズや援助実態の検証をしていくことがさらに求められると考えられた。

○当事者視点（当事者インタビュー）から提示される課題の意義

本調査にご協力いただいた利用者はそれぞれに「自立援助ホーム」での生活が必要となった要保護状況が明確にあった。利用者それぞれがそれまでに格闘してきた事の経緯や、乗り越えてきたことが豊かに語られ、その存在を知ることができた。さらに、入所当初から「自立援助ホーム」において職員から得る必要のある援助内容が明確になっていたわけでは無かったこともわかった。インタビューで語られていた中では入所前にはホームにおいて何が援助されるか、利用者本人に明確にイメージできておらず、また、職員にとっても生活上に必要な援助内容が明確な資料等が整っていないなかで入所手続きに至っていた。ホームでの生活、

職員との関わりができる中で様々なことが展開され、問題を乗り越え、自立生活に至るまで経緯も一様ではなかった。しかし、内容はそれぞれに違っていたが個々の利用者が資源を自分なりに使い、力を発揮していたことは4名それぞれにみられた。

上述の「児童自立生活援助事業の実施について」では「事業内容」として以下が記されている。

この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする

- ① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ② 健康管理、金銭の管理、余暇の活用、食事等日常生活についての援助・指導
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ その他必要な援助及び生活指導

これらの援助は、児童のこれまでの個々の生活状況、心身の状態など利用者本人の個別的な理解を加味して行うことが求められる。特に利用者理解から援助が始められることは社会福祉援助の基本であるにもかかわらず、自立援助ホームはまだ法的に位置づけられた児童福祉事業としての歴史が浅

く、利用者理解の蓄積がほとんどない状況である。

今後、自立援助ホームにおけるより必要に応じた援助展開を望んでいくときに、要保護児童の援助ニーズが明らかにすることにおいて、当事者の入所前、入所中の生活体験の語りから得られるものは多いと期待される場所である。

E 結論

本事例検討結果から利用者にとっての「自立援助ホーム」は入所時の状況において他に代わりが期待できない、どうしても必要な「生活の場」として認識されていた。そして、個々の利用者が自立に向けて奮闘するプロセスをそれぞれの必要に応じて支える援助者が存在していた。そこで出会った職員との関わりを通して、利用者は活用できていなかった、もしくは欠けていた社会資源への関わりを提供されていた。援助者の支援内容は多岐にわたっていたが、援助者の存在、関わりは利用者それぞれにとって自分の自立へ向かう転機に大きな影響を及ぼしていたことが共通に語られていた。

本調査では要保護年長児童に対して自立援助ホームならびにホーム職員による自立支援機能が果たされたと考えられる状況が提示された。本結果を受けて、ここに示された「自立支援機能を発揮できる自立援助ホーム」の要素を支え、強化できる基盤が自立援助ホームに確保されることが望まれる。

また、本結果は本調査事例の固有性や調査対象の抽出方法に関わる制約から自立援助ホーム一般についての理論を導き出しているとは言い難い。今後の研究課題として引き続き自立援助ホームの利用者自身からより多く情報を得る作業をすすめることが

必要と思われる。特に、自立支援の機能が十分には発揮されなかったと思われる事例も含めて対象を検討する必要がある。

本調査は自立援助ホーム利用経験者、職員の方々の多大なるご協力があって成り立っている。多くの時間と労力をご提供いただきましたこと深く感謝申し上げます。

引用参考文献

平成5年度厚生省心身障害研究
「REPRODUCTIVE HEALTH に関する研究」堀口班黒島グループ報告資料「思春期における性行動に関する研究」妊娠した場合の医学的社会的支援策：若年出産者が抱える諸問題を解決するために」（1994年2月）
p639-702

財団法人東京女性財団 平成5年度助成事業「非婚出産女性の自立条件に関する研究-社会的援助過程との関連を中心に」（研究代表者 庄司洋子）報告書（1994年）

大嶋恭二編著（1997）児童福祉ニーズの把握・充足の視点-要養護高齢女子児童の自立援助の課題」多賀出版

表1 事例1の社会資源利用状況

	入所前	入所直前	入所後	退所後
保護者の状況（存否）	母行方不明、 父子家庭、	母行方不明 父死亡、後、 異母きょうだい 初対面	母行方不明 異母きょうだい、 父方親族交流	母行方不明 異母きょうだい、 父方親族と 交流あり
社会的養護資源の 活用状況	幼少時児童養護 施設入所経験有 詳細不明	異母きょうだい、 児童相談所 へ入所相談	児童相談所の一時 保護委託で自立 援助ホーム入所	自立援助ホーム のアフターケア
住居保障	民間アパート （父名義）	民間アパート （父名義）	自立援助ホーム 入居	民間アパート （本人名義、異 母きょうだい保 証人）
就労保障	無	無職	倉庫管理業に就 職（保証人ホーム 長）	継続、特殊自動 車操作資格取得 （昇給）
医療・保健保障	無	無	一時保護委託に よる医療保障、 就職後国民健康 保険加入	国民健康保険加 入継続
ソーシャルスキル トレーニング等	不明	不明	就職活動支援 （交通機関の利 用法、書類作成 支援等）金銭管 理指導（口座の 開設、管理等）	病気入院時の付 き添い

表 2 - 1 事例 2 の社会資源利用状況 (初回)

	入所前	入所直前	入所後	退所後
保護者の状況 (存否)	母不明、父子家庭、きょうだいとの関係不明	母不明 父死亡 長兄一家と同居	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否
社会的養護資源の活用状況	不明	年長きょうだいが児童相談所へ相談	児童相談所の措置委託で自立援助ホーム入所 (1 回目)	自立援助ホームのアフターケア
住居保障	民間アパート (父名義)	年長きょうだ宅へ同居	自立援助ホーム入居	民間アパート (ホーム長名義) 設定するが、家賃滞納で撤去、ホーム長に知人のアパート設定も破綻する
就労保障	学生	無職	スーパーマーケットへ見習い就職 保証人ホーム長	遅刻、欠勤が続き、失職、転職を繰り返す
医療・保健保障	無し	無し	一時保護委託による医療保障、就職後国民健康保険加入	失職、転職により保険未加入
学校教育保障	義務教育終了	高校中退	定時制高校入学部活動入部 (クラス担任と顧問が同一)	定時制高校継続担任が目くばる (担任とホームが連絡を取り合う)

緑字⇒社会的養護サービスの利用がない時期

表2-2 事例2の社会資源利用状況(2回目)

	入所前	入所直前	入所後	退所後
保護者の状況(存否)	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否	きょうだい関係 双方が拒否
社会的養護資源の 活用状況	自立援助ホーム のアフターケア 有り	ホームと高校教 員のケアあり	本人との個人契 約でホーム入所 (2回目)	自立援助ホーム のアフターケア (予定)
住居保障	<u>民間アパート</u> (ホーム長名 義)、家賃滞納で 追い出される	ホーム長知人の アパート(ステ ップハウス)	自立援助ホーム 入居	職場職員宿舎 (予定)
就労保障	<u>転職を繰り返す</u>	無職	スーパーマーケ ットへパート就 労 保証人ホーム長	正社員予定(見 習い期間あり)
医療・保健保障	<u>国民健康保険加 入後保険料未払</u>	未加入	国民健康保険加 入	職場の社会保険 加入(予定)
学校教育保障	定時制高校継続	定時制高校継続	定時制高校卒業 予定 部活動主将、県 大会出場	高校卒業資格取 得(予定)
人間関係調整	無し	無し	マッサージの導 入(心身マッサ ージ療法)	

下線部分⇒失敗させて学ばせる支援

表3 事例3の社会資源利用状況

	入所前	入所直前	入所後	退所後
私的養護の環境 保護者の状況（存否）	実父母、弟。ただし、実母との関係悪く、実父にその調整力無	実父母養育拒否	父親と個別に交渉持つが、母との関係改善無し	実母受け入れ拒否、父が個別にサポート、
社会的養護資源の活用状況	無し	児童相談所一時保護所	児童相談所の措置委託で自立援助ホーム入所（18歳まで）	本人から一方的に連絡がある
生存権保障のための資源の有無				
住居	実家	野宿や友人宅を泊まり歩く	自立援助ホーム入居	知人（詳細不明、年長の男性らしい）宅
就労	高校中退後無職	無職	仕事を転転とする	スナック勤務
医療・保健	アトピー治療その他の疾病、親の保険により治療	アトピー治療その他の疾病あるも、家出により未治療	一時保護委託による医療保障、実父からの援助ただし委託解除後無保険	保険未加入 詳細不明
学校教育	高校在学	高校中退	保障無し	無し
対人関係形成・ネットワーク形成	母親からの精神的虐待 高校生活不適応	実父母からの養育拒否 性的問題行動	自己肯定観の向上、異性との問題	不明

表4 事例4の社会資源利用状況

	入所前	入所直前	入所後	退所後
私的養護の環境 保護者の状況（存否）	父不明 母は上のきょう だいで連れて 不在となる	父母不明	母と再会	母と距離を置く
社会的養護資源の 活用状況	3歳から16歳ま で児童養護施設 入所経験有	児童相談所	自立援助ホーム	自立援助ホーム のアフターケア
生存権保障のため の資源の有無				
住居	無	無	自立援助ホーム	民間アパート
医療・保健	無	無	国保	国保
ソーシャルスキル トレーニング	不明	不明	就職活動支援 （交通機関の利 用法、書類作成 支援等）金銭管 理指導（口座の 開設、管理等）	通信制高校入学 の支援
就労	無	無職	就職	契約社員